



2024年度「大綱」、提示される！②

27号からの「大綱」の続きです。

令和6年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱について

2 地域手当の改正

(1)地域手当を次のとおり改正する。

ア 地域手当を4%に改正する。

イ 福岡市に所在する勤務公署に勤務する教職員の地域手当を8%に改正する考えで、人事委員会と協議する。

(2)実施時期

令和7年4月1日とする。

(3)経過措置

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における地域手当については、3%とする。

また、福岡市に所在する勤務公署に勤務する教職員の地域手当を9%に改正する考えで、人事委員会と協議する。

3 住居手当の改正

(1)支給対象者の拡大

再任用教職員について、住居手当の支給対象とする。

(2)実施時期

令和7年4月1日とする。



教育委員会との交渉の様子

4 単身赴任手当の改正

(1)支給要件の拡大

採用に伴い住居を移転する教職員について、単身赴任手当の支給対象とする。

(2)実施時期

令和7年4月1日とする。

市教組は、北九州市の全ての教職員のため、働きやすく、働きがいのある職場になるよう、当局との交渉をさらに重ねていきます！

IV 特殊勤務手当制度の改正

1 災害応急対策等業務手当の新設

教職員が災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。

2 手当額

(1)上記1に掲げる業務に従事したときは、日額1,080円を支給する。

(2)上記1に掲げる業務に従事し、次に掲げる事由に該当する場合は、(1)に掲げる日額に次に掲げる割合(ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、イに掲げる割合)を乗じて得た額を加算する。

ア 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事した場合 100分の50

イ 法令等の規定に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100

(3)業務に従事した時間が1日について3時間30分に満たない場合における手当額の減額は行わない。

3 実施時期

令和6年1月1日とする。

「大綱」のつづきはNO.29へ

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

